

## 公園及び緑地に関する管理業務の委託に係る間接経費積算に関する調整率積算基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公園及び緑地に関する管理業務の委託に係る間接経費積算要領（令和4年3月16日決裁佐公第484号。以下「要領」という。）に定める調整率の算定について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において用いる用語の意義は、要領第2条の定義による。

(調整率の算定方法)

第3条 要領第3条第1項の調整率は、定期業務を委託する予定の年の前年から過去5年間に実施した全ての定期業務について、それぞれの定期業務における落札金額のうち間接経費を当該定期業務における設計金額のうち間接経費で除して得た値に100を乗じて得た率の平均値とする。

2 前項の調整率の算定に当たり、落札金額について、当該定期業務の入札において有効であった入札金額の平均から標準偏差を減じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に満たない場合及び当該定期業務の入札において有効であった入札金額を提示した者の数が2者以下の場合、当該定期業務における落札金額及び設計金額は、調整率の算定から除く。

3 調整率は、小数点以下2位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（令和4年3月24日決裁佐公第522号）

この基準は、決裁の日から施行する。